

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊倉津地区 (伊倉津)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区において、平地の水田地帯で水の供給も十分であり、複数の農家・農業法人が水稻の作付けを行っている。しかし、地区外の農業法人の中には農業従事者(外国人労働者等)の確保が困難となった場合には、当地区内の営農を縮小していく可能性がある。

また、当地区の畑については、担い手が十分でないため、担い手の確保が必要である。

地区内には、農業用施設等に係る共同活動を行う多面的機能支払交付金の活動組織が1組織ある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とするが、担い手の意向も確認しつつ、麦・大豆の作付け拡大も検討していく。
- ・地区内では白ネギ農家による畑地の集積が進んでいることから、畑地での白ネギ栽培を拡充していく。
- ・地区内の田については、地区内外の担い手により集積されているので、引き続き、集積・集約化を進める。
- ・畑地については、地域の担い手(白ネギ農家)へ集積・集約化していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地であって、土地改良事業が実施された農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区の農地利用は、地区内外の9経営体(法人及び個人の認定農業者7名及び利用者2名)による集積・集約化を図っていくが、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れ対応についても検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえて段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員及び農地バンク相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
過去のほ場整備事業から相当の年月が経過しているため、水路が傷んでいる。地区内の水路改修について、農地所有者の意向も踏まえ、事業化の可否を検討する。 また、担い手や農地所有者の意向も確認しつつ、農業の生産効率の向上等を目指し、農地の大区画化についても検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外の多様な経営体による集積集約化を図るため、各経営体の意向を踏まえながら、関係機関(津市、農業委員会及びJA)が連携し、相談から集積集約や1年でも長く営農継続が可能となるよう切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業等は、外部委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①ジャンボタニシによる水稻被害が多いため、薬剤防除や耕種的防除の組合せ、栽培品種の工夫などに取り組む。

③大規模な営農を実現するため、スマート農機の導入を進め、作業の省力化、効率化を目指す。

⑦耕作継続が困難な農地が生じた場合は、地区内の多面的機能支払交付金活動組織にて保全管理等に努める。

⑨地区内の基盤整備事業が古いため、農業関連施設が傷んでいる。特に水稻の耕作に当たっては水路改修の実施は検討が必要。